

新旧対照表【当座勘定規定（一般用）】

改正後	改正前	備考
(2026年10月1日現在) 当座勘定規定（一般用） 第1条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 (2)～(4) 省略 第2条～第6条 省略 第7条(手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。 (2)～(4) 省略 第8条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手、または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年9月30日までに振出してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。 (3)～(7) 省略 第9条～第17条 省略 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。 (2) 省略 第19条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。 (2) 省略 ～以下、省略～	(2025年5月1日現在) 当座勘定規定（一般用） 第1条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 (2)～(4) 省略 第2条～第6条 省略 第7条(手形、小切手の支払等) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)～(4) 省略 第8条(手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手、または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(7) 省略 第9条～第17条 省略 第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 省略 第19条(線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 (2) 省略 ～以下、省略～	変更 手形・小切手の受入不可要件を追加 手形・小切手の支払不可要件を追加 手形・小切手の最終振出期限を追加 手形・小切手の最終振出期限を追加 手形・小切手要件の記載を必須に変更 手形・小切手の支払拒絶要件を追加 手形・小切手の支払拒絶要件を追加

約束手形用法 1. ～2. 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ～以下、省略～ 為替手形用法 1. ～3. 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ～以下、省略～ 小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。また、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。 ～以下、省略～	約束手形用法 1. ～2. 省略 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ～以下、省略～ 為替手形用法 1. ～3. 省略 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 ～以下、省略～ 小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 ～以下、省略～	振出日等の記載を必須に変更 振出日等の記載を必須に変更 手形・小切手の支払不可要件を追加
---	---	---

新旧対照表【普通預金規定】【無利息型普通預金規定】【貯蓄預金・納税準備預金共通規定】

改正後	改正前	備考
(2026年10月1日現在) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2) ～(5) 省略 ～以下、省略～	(2021年4月1日現在) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます (2) ～(5) 省略 ～以下、省略～	変更 手形・小切手の受入不可要件を追加

新旧対照表【通知預金規定】【定期預金等共通規定】【定期積金規定】

改正後	改正前	備考
(2026年10月1日現在) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類で直ちに取立のできるものを受入れたときは、その証券類決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。 (2) 省略 ～以下、省略～	(2020年4月1日現在) 1. 省略 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 省略 ～以下、省略～	変更 小切手等の受入れ要件を明記 手形・小切手の受入不可要件を追加

新旧対照表【代金取立規定】

改正後	改正前	備考
1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れ ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8 年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする 小切手については、取扱いをいたしません。 ～以下、省略～	1.（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れ ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 ～以下、省略～	変更 手形・小切手の受入不可要件 を追加